

<一般委託>

リサイクルプラザ樹木等管理 業務委託(一般委託)仕様書

リサイクルプラザ樹木等管理業務委託に基づく内容は、本仕様書の定めるところによる。

1	目的	樹木等の管理のため
2	履行期間	契約日から平成32年3月31日
3	施行場所	横須賀市リサイクルプラザ（横須賀市浦郷町5-2931）
4	業務内容	別紙のとおり
5	特記事項	-
6	関係法規	-
7	資格要件	-
8	契約方法	総価による業務委託契約(一般委託)
9	支払方法	委託料の支払いは、業務進捗に応じた4回払いとする。 各回の支払額に1円未満の端数を生じた時は、最終回に精算するものとする。 消費税として、精算額に税率相当額を加算するものとする。
10	業務委託成績評定	対象 ・ 非対象
11	現場代理人の配置	必要 ・ 不要
12	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
13	監督員 連絡先	横須賀市リサイクルプラザ 菅原 克之(電話046-866-1196)

<指示又は希望事項>

グリーン 物品購入 及び 環境配慮 関係	<p>・この業務を施行するにあたって、仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で委託代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。 (上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)</p> <p>・本市は、独自の環境マネジメントシステム(YES)により事務事業の環境負荷低減に努めているので、受託者においてもできる限り環境に配慮して業務を執行するようお願いいたします。</p>
----------------------------------	---

リサイクルプラザ樹木等管理業務内訳書

(税抜き)

業務項目		範囲・数量等	回数	単価	金額
樹木の選定					
1	ウバメガシ(高木)	高さ3.5m内外 9本	1		
2	ウバメガシ(生垣)	高さ2m内外 距離52m×2面	2		
3	ベニカナメモチ(生垣)	高さ1.5m内外 距離25m×2面(建物寄りの7mは施工せず)	1		
4	マルバシャリンバイ	高さ0.4m 45.0㎡	2		
5	シャリンバイ	高さ0.8m 48.9㎡	2		
6	トベラ	高さ0.4m 181.5㎡	2		
7	ナワシログミ	高さ0.4m 72.4㎡	2		
8	ハマヒサカキ	高さ0.4m 90.0㎡	2		
9	テイカカズラ	距離160m	1		
芝生管理		※駐車場内はブロック芝			
1	芝刈り(機械刈り)	1,453㎡(アイクル敷地全域)	4		
2	除草(人力による)	1,453㎡(アイクル敷地全域)	4		
植栽除草(人力による)		676㎡	4		
合計					

※単価及び金額は、契約者が記入する。

※回数に単価を乗じた金額の合計額を入札金額とすること。

リサイクルプラザ樹木等管理業務委託 業務内容

1 業務内容

(1) 樹木の剪定

種類	範囲・数量等	回数（実施月）
ウバメガシ（高木）	高さ 3.5m内外 9本	1回（7月）
ウバメガシ（生垣）	高さ 2m内外 距離 52m×2面	2回（7、11月）
ベニカナメモチ（生垣）	高さ 1.5m 距離 25m×2面	1回（7月）
マルバシャリンバイ	高さ 0.4m 45.0m	2回（7、11月）
シャリンバイ	高さ 0.8m 48.9m	2回（7、11月）
トベラ	高さ 0.4m 181.5m	2回（7、11月）
ナワシログミ	高さ 0.4m 72.4m	2回（7、11月）
ハマヒサカキ	高さ 0.4m 90.0m	2回（7、11月）
テイカカズラ	距離 160m	1回（7月）

(2) 芝生管理

項目	範囲・数量等	回数
芝刈り（機械刈り）	1,453 m ²	4回（7、9、11、3月）
除草（人力による）	1,453 m ²	4回（7、9、11、3月）

(3) 植栽除草

項目	範囲・数量等	回数
植栽除草（人力による）	676 m ²	4回（7、9、11、3月）

2 注意事項

(1) 業務は休館日に実施することとし、事前に作業日程については協議を行い、委託者の許可を得ること。

休館日：月曜日（祝日の場合は翌日）

(2) 業務関係者に業務上の負傷その他の事故が発生した場合、その事由の如何に問わず委託者はその責を負わない。

(3) 受託者は、作業員が業務上、建物、備品等の滅失、破損、その他の損害を委託者に与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

ただし、作業員の責に帰する事のできない事由によるときはこの限りではない。いずれの場合も、受託者は直ちに委託者にその旨を書面で報告しなければならない。

特に、パーゴラは老朽化しているので、作業員の安全確保のため、作業時には脚立など別の足場を用意するなど、パーゴラの上に乗って作業を行わないこと。

3 支払方法

(1) 委託料の支払いは、各業務終了後に受託者の請求により精算する。ただし、支払額に1円未満の端数が生じた時は、最終月に精算するものとする。

(2) 消費税については、精算額に税率相当額を加算するものとする。

4 業務仕様

(1) 業務遂行に必要な水は、当館の水道水を使用すること

(2) 前提及び除草で生じた枝葉及び刈草等は「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」等に準じてその日のうちに処理場へ搬入し、受託者において適切に処分を行うこと

(3) 本業務には、業務に必要な作業区域内における発生物の収集、片付け、運搬等が含まれる

(4) 作業終了後は、作業区域内の清掃を行い、作業に生じた発生物等のごみがないようにすること

5 その他

(1) 受託者は、本業務を一括して他人に請け負わせてはならない。

(2) 本仕様書に明示のない事項であっても、業務遂行上必要な事項や受託者の瑕疵事項については、受託者の負担により処理すること

(3) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、委託者と受託者で別途協議するものとする。